

平成30年1月22日

守谷市議会議長 殿

会 長： 市川 和代

報告者： 堤 茂信

## 議会改革推進会議 視察・研修報告

標記の件について、次のとおり実施したので報告します。

視察・研修日	平成30年1月22日（月）	
視察・研修場所	那須塩原市役所庁舎4F会議室	
視察・研修項目	1. 議会改革の取組について 2. 議会基本条例の検証について	
参加者	守谷市側	市川会長、青木副会長、渡辺（大）委員、神宮委員、堤委員、末村委員、山田委員、高橋委員、梅木議長 議会事務局 望月係長
	相手側	議会事務局 石塚局長、田野係長 市議会 君島議長、吉成議運委員長
視察・研修目的	那須塩原市議会では、平成24年3月に「那須塩原市議会基本条例」を制定している。条例の内容及び条例の検証方法について考察し、今後の議会改革の参考とする。	
視察・研修内容	那須塩原市議会との意見交換、及び議場の現地視察	
視察・研修総括 （今後の取組み等）	那須塩原市議会は、早稲田大学議会改革度調査2016ランキング総合15位と先進的な議会改革に取り組んでおり、守谷市議会でも検討中の議員政治倫理条例等に関して大変有意義な意見交換が行えた。また、市民に開かれた議会、議員の公平性・透明性等の4つの分野として検証する手法は、守谷市議会基本条例の検証を行う際の参考としたい。	

## 視察・研修内容

### 【概要】

- ・ 那須塩原市…栃木県の北部に位置する。592.7 km<sup>2</sup> (守谷市の約1.7倍)。人口11.7万人 (守谷市の約1.8倍)。主な特産品は、牛乳、乳製品、ホウレン草、高原大根等。

### 1. 議会改革の取組について

#### (1) 議会改革の取組に至った経緯

- ・ 平成17年1月 一市二町が合併し、現在の那須塩原市となる
- ・ 平成19年4月 議会活性化検討委員会設置  
協議事項…議員定数の削減、費用弁償の廃止、議長交際費の公開、一問一答方式の導入、反問権の付与を市長のみ認める、常任委員会会議録のHP公開、政務調査費の使途運用の改定及びHP上公開等
- ・ 平成21年6月 議会活性化検討特別委員会設置  
協議事項…当初予算・決算審議の質疑通告制、議員の議案賛否公表、議長・副議長選挙の所信表明会等
- ・ 平成24年3月 那須塩原市議会基本条例制定  
主な特徴…市民にわかりやすい条文、地方自治法第96条第2項の議決事件の拡大、議員間討議の盛り込み等

#### (2) 議会改革の取組実績

- ・ 議会報告会は議会報告委員会を設置して、議会報告会の充実を図っている。
- ・ 議員政治倫理条例を制定し、一部資産の公開を行うこととした。
- ・ その他、議会運営委員会議事録のHP公開、会派視察報告のHP公開、政務活動費(領収書含む)のHP公開、特定議題に対するパブリックコメントの導入、議会報告会の義務化等。
- ・ 平成29年度の取組…議会基本条例の検証、PC・タブレット端末の持ち込み検討、通年議会の検討等。

### 2. 議会基本条例の検証について

#### (1) 議会基本条例の検証方法

- ・ 平成29年9月より、議会運営委員会が議会基本条例の検証スタート。
- ・ 基本条例全文全21の条項について検証を行う。
- ・ 市民に開かれた議会、議員の公平性・透明性、議会の体制の強化、その他の4つの分野として検証を行っている。

- ・最終的には外部評価も行いたい。(早稲田大学 中村先生に打診。)
- ・平成29年度、議会運営委員会として2回学識経験者を呼んで議会改革研修会を行った。

#### (2) 議会報告会について

- ・平成24年8月以降、これまで9回の議会報告会を行ってきた。
- ・議会報告委員会が運営、現在常任委員会毎3班体制で実施している。(最近の参加者は年間50-100名程度)
- ・参加者を集めるためにチラシの全戸配布、広報車周知等の取組みを実施した。
- ・平成29年度は6会場で実施し、計62名の参加があった。
- ・特に重要な意見・要望は文書で市長に報告し、市長に政策提言をするよう努めている。(実際、公共交通の在り方に関する提言書を提出した。)
- ・報告会は市民が意見を言いやすいワークショップ形式で行っている。

#### (3) 議会報について

- ・通常、年5回(5月、8月、11月、1月、2月)発行。
- ・若手を中心に、読み手にわかりやすい編集に努めている。

#### (4) 議場コンサートの開催について

- ・開かれた議会を目指し、年2回(これまで8回)、議場コンサートを開催している。
- ・奏者は那須塩原市内のアーティストにお願いしており、1回あたりの傍聴者は20-40名程度。
- ・当初は議会初日の議会前に実施していたがそのまま帰ってしまう方が多かったため、現在は一般質問初日の議会前に開催している。

### 3. 質疑応答

Q) 基本条例の概要で市民参加の拡大を謳っているが、具体的にはどのようなことか。

A) 参考にした若松市では市民との意見交換会を実施しているが、そこでは市民が様々な意見を言えば議会で取り上げてもらえる仕組みになっている。議会報告会をどううまく運用しながら市民参加を促すか、ということを考えている。

Q) 議会報告会は、どうしても市民の意見を聞く場になってしまいがちだが、何か工夫している点はあるか。

A) 市民の意見を聞く場になっているが、工夫してきたのは、各班でテーマを決めていること。合併したこともあるが、地域性があるので、地域地域に合ったテーマを決めて、意見交換につながるように努めている。

議会は執行する権限はないことは、予め断わっている。ただし、重要な意見は政策提言につなげるようにしている。

Q) 議長選挙の所信表明演説になぜ3時間も掛かったのか。

A) 所信表明演説に3時間以上かかったのは、立候補届出者がそれなりに居たのと、所信に入っていない質問まで出てしまったため、長く掛かってしまった。現在はルール作りをして、比較的短時間で済むようになっている。

Q) 政務活動費はどのような形で支給しているか。

A) 政務活動費は会派に支給し、年間24万円/人・年。年初に一括で支給している。

Q) 議長、副議長の選挙は本会議で行っているのか。

A) 選挙は本会議で行っているが、所信表明は休憩中（一般傍聴可）に行っている。所信表明は議事録には載らないが、HPで公開している。

Q) 政治倫理条例は議員本人のみか。また、市長・執行部は他に政治倫理条例が制定されているのか。審査会はどのような形で行っているか。

A) 資産（建物、土地）公開、納税証明の対象は議員本人のみで家族は対象にならない。また、執行部側に政治倫理条例はない。資産公開の審査会は3つの常任委員会委員長が委員を担っている。

Q) 資産公開の審査会はどのようなチェックを行っているのか。

A) 公開された資産は事務局がチェックしているので、ほとんど問題は起こらない。

Q) 議会基本条例第12条 議員間の討議はどのように行われているか。

A) 基本的には常任委員会、予算委員会内で、委員長より議員間討議を行う旨があれば、執行部は退席して議員間討議を行っている。質疑の最中に議員間討議を行うことで、討議に関してどうしても質疑したいことは質疑できる形にしている。

Q) 議会報告会で提言書を提出しているが、委員会委員長名で提言書を出すのか。また、提言に対する市側の議会に対する回答はあるのか。

A) まず、班（常任委員会毎）で意見のとりまとめを行い、議長に報告する。重要な提言は、議長名で市長に提言書を提出している。公共交通に関する提言書に対し、執行部は見直しを行っているところ。見直しがまとめれば、議会に対して報告があると考えている。

Q) 予算・決算の質疑事前通告制で事前ヒヤリングはするのか。

A) 事前ヒヤリングは一切ない。答弁漏れがないように、と言うのが事前通告制を設けた理由。

また、那須塩原市議会から守谷市議会に対して、通年議会、事業評価（事業仕分け）、出前懇談会の導入経緯について質問があった。

以上